（別紙）

東京都教育委員会による実教出版教科書採択妨害事件の独禁法違反被疑事実についての
10月17日付申告（※骨子）、その他の申告人

※

・都教委の行為は、独禁法２条９項にいわゆる「不公正な取引方法」に該当する違法なものである。

・具体的には昭和５７年６月１８日 公正取引委員会告示第１５号「不公正な取引方法」の16の類型のうち、以下の諸号に該当する違法なものである。

(2)　その他の取引拒絶
(4)　取引条件等の差別取扱い
(13)　拘束条件付取引
(14)　優越的地位の濫用
(15)　競争者に対する取引妨害

名　　前	名　　前	名　　前

送付先：むさん法律事務所　東京都港区西新橋1-9-8　南佐久間町ビル2階
tel 5511-2600　fax 5511-2601

◎全国、誰でも氏名のみで申告人になれます。　fax可、　第二次締切は11月15日